主 文 原判決を破毀する。 本件を会津若松簡易裁判所に差し戻す。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人佐藤達夫名義の控訴趣意書記載のとおりであるからこれ を引用する。

職権により調査すれば、原審は被告人が検察官の起訴状朗読後被告事件陳述の機会において本件窃盗の公訴事実を認め、起訴状に記載された訴因について有罪でる旨を陳述したので、本件を簡易公判手続によつて審判する旨の決定をしたてを問題という。その後の審理の過程において、被告人は、原判示第一の公訴事実については、原判示第二の公訴事実については原判〈要旨〉示物品は佐藤実から、自転事があったから持つて来たのであり、右自転車を盗んで来るつもりはなからに、自転事にし、原判示第二の公訴事実については原判〈要旨〉示物品は佐藤実から、かかる場合、原審は、自たもので、一旦他に入質はしたが、盗んだものではない旨供述し、いずれも本件〈「要旨〉公訴事実を否認したことは記録上明らかであるから、かかる場合、原審は、判しく簡易公判手続によることが相当でないものであるとして、右手続によって審理する旨の決定を取消した上、公判手続を更新し、、爾後は通常の公判審理手続による「とが相当でないものであるとして、右手続によって審理すべきであったのに拘らず、事茲に出でする法令に違反し、しかもその違を発が判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決はこの点において破毀を免れない。

よつて量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑訴法三九七条一項、三七九条により原判決を破毀し、同法四〇〇条本文に従い本件を原裁判所である会津若松簡易裁判所に差し戻すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 門田実 裁判官 山田瑞夫 裁判官 有路不二男)